

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（当社線で利用可能な T O I C A 以外の I C カード乗車券拡大に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>( T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第 46 条 T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行した K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券</p> <p>(2) 株式会社パスモが発行した P A S M O</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行した S u i c a 乗車券 <u>及び</u> S u i c a 定期乗車券</p>	<p>(前略)</p> <p>( T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第 46 条 T O I C A 乗車券以外の I C カード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道株式会社が発行した K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券</p> <p>(2) 株式会社パスモが発行した P A S M O <u>及び P A S M O P A S S P O R T</u></p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社が発行した S u i c a 乗車券、 S u i c a 定期乗車券 <u>及び W e l c o m e S u i c a 乗車券</u></p>
<p>(中略)</p> <p>6 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に規定する I C カード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 15 条及び第 17 条の規定は準用しません。</p>	<p>(中略)</p> <p>6 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に規定する I C カード乗車券のうち携帯電話機等を媒体としたものについては、第 8 条第 3 項、同条第 4 項、第 15 条及び第 17 条の規定は準用しません。</p> <p><u>7 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号に規定する P A S M O P A S S P O R T 及び第 1 項第 3 号に規定する W e l c o m e S u i c a 乗車券 (以下「訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券」といいます。) については、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項第 3 号及び第 23 条第 2 項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。</u></p> <p><u>(1) 別に定める場合を除き、訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を利用する際は、利用者は有効期間や旅客の区分 (大人又は小児) 等のカード情報を記した帳票 (以下「レファレンスペーパー」といいます。) を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。</u></p> <p><u>(2) 小児用の訪日外国人旅行者等向け I C カード乗車券を利用する際は、前号で定めるレファレンスペーパーに加えて、利用者が小児であることを確認できるパスポート等の公的証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければならないものとします。</u></p>

現行	改正
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、令和元年9月1日から施行する。